

「直接販売管理条例」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

直接販売(原文:直銷)管理条例

国务院令[2005]第 443 号

第一章 總 則

第一条 直接販売(以下「直販」と称する)行為を規範し、直販活動の監督・管理を強化するとともに、詐欺を防止し、消費者の合法的利益と社会の公共利益を保護するため、本条例を制定する。

第二条 中華人民共和国国内における直販活動への従事に際しては、本条例を遵守しなければならない。

直販製品の範囲は国务院商務主管部門が国务院工商行政管理部門と共同で直販業の発展状況と消費者の需要により確定、公布する。

第三条 本条例全てで称する直販とは、直販企業が直販員を募集し、直販員が固定された営業場所以外で直接最終消費者(以下「消費者」と称する)に製品を販売する取次販売方式を指す。

本条例全てで称する直販企業とは、本条例の規定の批准に基づき直販方式を採用して製品を販売する企業を指す。

本条例全てで称する直販員とは、固定された営業場所以外で製品を直接消費者に販売する人員を指す。

第四条 中華人民共和国国内で設立する企業(以下「企業」と称する)は、本条例の規定に基づき直販方式で自社生産した製品及びその親会社や持ち株会社が生産する製品を直販する企業となる申請を行うことができる。

直販企業は法に基づき貿易権や小売権を取得することができる。

第五条 直販企業及びその直販員は直販活動に従事するに際して、詐欺、虚偽誘導など

の宣伝や販売行為があってはならない。

第六条 国務院商務主管部門と工商行政管理部門はその職責分担と本条例規定に基づき、直販企業と直販員及びその直販活動に対して監督管理を実施する責任を負う。

第二章 直販企業及びその支部機構の設立および変更

第七条 直販企業を設立する申請は、以下の条件を具備しなければならない。

(一)投資者は良好な商業信用があり、申請提出前の過去連続5年間で重大な違法経営記録がないこと。外国投資者は3年以上中国国外で直販活動に従事した経験を有していなければならない。

(二)実際に納める登録資本が8000万人民元以上であること。

(三)本条例規定に基づき指定銀行で保証金をきちんと納付していること。

(四)規定に基づき情報報告と公開制度を確立していること。

第八条 直販企業の設立申請では申請表に記入し、以下の申請書類、資料を提出しなければならない。

(一)本条例第七条に規定する条件に合致する証明材料

(二)企業定款；中外合資、合作企業に属する場合、合資或いは合作企業契約を提出しなければならない。

(三)市場計画報告書；本条例第十条の規定によって制定する、当地県級以上の人民政府が認可した直販活動に従事する地区のサービスネット・ワーク案を含む。

(四)国家標準に合致する製品説明

(五)直販員と調印を予定する販売促進契約サンプル

(六)会計師事務所が発行した資本調査報告

(七)企業と指定銀行が同意に達した本条例規定に基づく保証金使用の協議

第九条 申請人は所在地の省、自治区、直轄市商務主管部門を通して国務院商務主管部門に申請を提出しなければならない。省、自治区、直轄市商務主管部門は申請書類、資料を受け取った日から7日以内に申請書類、資料を国務院商務主管部門に提出する。国務院商務主管部門は全ての申請書類、資料を受け取ってから90日以内に、国務院工商行政管理部門の意見を求め、批准の是非を決定しなければならない。批准する場合、国務院商務主管部門は直販経営許可証を発行する。

申請人は国務院商務主管部門が発行する直販経営許可証を持参し、法に基づき工商行政管理部に登記変更申請を行う。

国務院商務主管部門が直販経営許可証の発行を審査するに際しては、国家の安全、社会の公共利益や直販業の発展状況などの要素を考慮しなければならない。

第十条 直販企業が直販活動に従事するに際しては、必ず直販活動の従事を予定する省、自治区、直轄市において当該行政区域内で直販業務の分支機構(以下「分支機構」と称する)を設立する責任を負う。

直販企業はその直販活動に従事する地区において、消費者に満足を与え、直販員の製品価格理解や、返品及び企業の法に依拠したその他のサービスを提供するサービス・ネットワークを確立しなければならない。サービス・ネットワークの設立に際しては当地の県級以上の人民政府の要求に符合しなければならない。

直販企業が分支機構の設立を申請するに際しては、前条項規定の条件に合致する証明書類や資料を提供するとともに、本条例第九条第一条項に規定する手順に従って申請しなければならない。批准を得た後、法に基づき工商行政管理部門で登記手続きを行う。

第十一条 直販企業は、本条例第八条に挙げる内容に重大な変更が発生した場合、本条例第九条第一条項に規定する手順に従って国務院商務主管部門に報告し批准を得なければならない。

第十二条 国務院商務主管部門は直販企業及びその分支機構の名簿を政府関連ウェブで公布し、直ちに更新を行わなければならない。

第三章 直販員の募集と養成

第十三条 直販企業及びその分支機構は直販員を募集することができる。直販企業及びその分支機構以外のいかなる団体や個人も直販員を募集してはならない。

直販員の合法的販売促進活動は経営取締りの対象とはしない。

第十四条 直販企業及びその分支機構は直販員の販売報酬に関する広告を宣伝発布してはならず、費用納付或いは商品購入を直販員の条件にしてはならない。

第十五条 直販企業及びその分支機構は以下の者を直販員として募集してはならない。

(一)満 18 歳に満たない者

(二)民事行為能力がない或いは民事行為能力に制限のある者

(三)全日制学校に在籍する学生

(四)教師、医務員、公務員や現役軍人

(五)直販企業の正式従業員

(六)外国人

(七)法律、行政法規に規定する兼職従事できない者。

第十六条 直販企業及びその分支機構が募集する直販員はその販売促進契約に調印し、直販員が分支機構の所在する省、自治区、直轄市行政区域内にすでに設立したサービスネットワークにより直販活動を展開することを保証しなければならない。直販企業或いはその分支機構と販売促進契約に調印していない者は、いかなる方式でも直販活動に従事してはならない。

第十七条 直販員は販売促進契約に調印した日から 60 日以内であれば販売促進契約を随時解除することができる。60 日経過後は、直販員が販売促進契約を解除する場合は 15 日前に直販企業に通知しなければならない。

第十八条 直販企業は募集予定の直販員に対し業務訓練・養成と試験を行い、試験合格後に直販企業は直販員証を発行する。直販員証を取得していない場合、いかなる者も直販活動に従事してはならない。

直販企業が行う直販員の業務訓練・養成と試験に対しては、費用を一切徴収してはならない。

直販企業以外の団体と個人は、いかなる名義によっても直販員の業務訓練・養成を行ってはならない。

第十九条 直販員を業務訓練・養成する指導者は、直販企業の正式従業員であり、以下の条件に合致しなければならない。

- (一)当該企業で 1 年以上働いていること。
- (二)高等教育本科以上の学歴と関連法律、市場経営販売の専門知識を有すること。
- (三)故意による犯罪で刑事処罰を受けた記録がないこと。
- (四)重大な違法経営記録がないこと。

直販企業は前条項規定に合致する指導者に直販員訓練・養成員証を発行し、直販員訓練・養成員証を取得した人員名簿を国務院商務主管部門に報告しなければならない。国務院商務主管部門は直販員訓練・養成員証を取得した人員名簿を政府関連ウェブ上で公布しなければならない。

外国人員は直販員の業務訓練・養成に従事してはならない。

第二十条 直販企業が発行する直販員証、直販員訓練・養成員証は国務院商務主管

部門の規定に基づく様式で印刷作成する。

第二十一条 直販企業は直販員の業務訓練・養成の合法性、訓練・養成秩序や訓練・養成場所の安全に対し責任を負う。

直販企業及びその直販員訓練・養成員は直販員の業務訓練・養成授業内容の合法性に対し責任を負う。

直販員の業務を訓練・養成する具体的管理規則は国務院主管部門、国務院工商行政管理部門が関連部門と共同で別に制定する。

第四章 直販活動

第二十二条 直販員の消費者に対する製品の販売促進は、以下の規定を遵守しなければならない。

(一)販売員証と販売促進契約を提示すること。

(二)消費者の同意を得ず、消費者住所に進入し製品を強行販売してはならず、消費者がその販売活動の停止を希望する場合は、直ちに停止し、消費者住所から離れること。

(三)取引成立前に、消費者に当該企業の返品制度を詳しく紹介すること。

(四)取引成立後は、消費者に対して、発票と直販企業が発行する返品制度、直販企業の当地サービスネットワーク地点住所と電話番号などの内容を含む販売証書を渡すこと。

第二十三条 直販企業は直販製品上に製品価格を明記し、当該価格とサービスネットワーク地点で展示する製品価格は一致しなければならない。直販員は必ず標記した価格で消費者に製品を販売すること。

第二十四条 直販企業は少なくとも月払いにより販売員に報酬を支払わなければならない。直販企業が直販員に支払う報酬は直販員本人が直接消費者に販売した製品収入に基づき計算し、報酬総額(コミッション、ボーナス、各種形式による奨励及びその他の経済利益など)は、直販員本人が消費者に販売した製品収入の30%を超えてはならない。

第二十五条 直販企業は完全な製品交換と返品制度を確立し、実行しなければならない。

消費者は直販製品を購入した日から30日以内において、製品を開封していない場合、直販企業が発行する発票或いは製品販売証書をもとに直販企業及びその分支機構、所在地のサービスネットワーク地点或いは製品を販売した直販員に製品交換と返品の手続きを行うことができる。直販企業及びその分支機構、所在地のサービスネットワーク地点や直販員は消費者が製品交換或いは返品要求した日から7日以内に、発票或いは製品販売証書に標記した価格に基づき製品交換と返品を行わなければならない。

直販員は直販製品を購入した日から30日以内において、製品を開封していない場合、直販企業が発行する発票或いは製品販売証書に基づき直販企業及びその分支機構或いは所在地のサービスネットワーク地点に製品交換と返品の手続きを行うことができる。直販企業及びその分支機構と所在地のサービスネットワーク地点は直販員が製品交換或いは返品要求をした日から7日以内に、発票及び製品販売証書に標記している価格によって製品交換と返品の手続きを行わなければならない。

前二項の規定に属さない状況で、消費者、直販員が製品交換および返品を要求する場合、直販企業及びその分支機構、所在地のサービスネットワーク地点や直販員は関連法律法規の規定或いは契約約定に基づき、製品交換と返品の手続きを行わなければならない。

第二十六条 直販企業と直販員、直販企業及びその直販員と消費者との間で製品交換或いは返品によって紛争が発生した場合、前者が拳証責任を負担する。

第二十七条 直販企業は、直販員の直販行為が当該企業と関係ないことを証明できることを除き、その直販員の直販行為に連帯責任を負う。

第二十八条 直販企業は国務院商務主管部門と国務院工商行政管理部門の規定に基づき、完全な情報報告と公開制度を確立し実行しなければならない。

直販企業の情報報告と公開内容、方式及び関連要求は、国務院主管部門と国務院工商行政管理部門によって別に規定する。

第五章 保証金

第二十九条 直販企業は国務院商務主管部門と国務院工商行政管理部門が共同指定した銀行で専門帳簿を開設し、保証金を入金しなければならない。

保証金の額は直販企業の設立時 2000 万人民元とする。直販運営後、保証金は月ごとに調整し、その金額は直販企業が前月直販した製品販売収入の 15%レベルを保持する。但し、最高 1 億人民元を超えず、また、最低 2000 万人民元未満にならない。保証金の利息は直販企業に属する。

第三十条 以下の状況のうちの一つに該当する場合、国務院商務主管部門と国務院工商行政管理部門は共同で決定して保証金を使用することができる。

(一)正当な理由がなく、直販企業が直販員に報酬を支給しない、或いは直販員、消費者に返品代金を支払わない場合。

(二)直販企業に業務停止、合併、解散、譲渡、破産などの状況が発生し、直販員に報酬を支払う能力がない、或いは直販員と消費者に返品代金を支払う能力がない場合。

(三)直販製品の問題により消費者に損失を与えた場合、法によって賠償しなければならないが、直販企業が正当な理由がなく賠償を拒絶する、或いはその賠償能力がない場合。

第三十一条 保証金を本条例第三十条の規定により使用した後、直販企業は 1 ヶ月以内において保証金の金額を本条例第二十九条第二条項の規定レベルを補足しなければならない。

第三十二条 直販企業は保証金を対外担保或いは本条例規定に違反して債務弁済に使用してはならない。

第三十三条 直販企業が直販活動に再従事しない場合は、国務院商務主管部門と国務院工商行政管理部門が発行する証書に基づき、銀行で保証金を回収することができる。

第三十四条 国務院商務主管部門と国務院工商行政管理部門は共同で保証金の日常監督・管理作業の責任を負う。

保証金の入金、使用に関する具体的管理規則は国務院商務主管部門、国務院工商行政管理部門が関連部門と共同で別に制定する。

第六章 監督管理

第三十五条 工商行政管理部門は直販企業と直販員及びその直販活動の日常監督管理の実施に対し責任を負う。工商行政管理部門は以下の措置を用いて現場検査を行うことができる。

(一)関連企業への立ち入り検査の実施

(二)関連企業に対する関係書類や資料、証明材料の要求

(三)コンサルティング当事者、利害関係者やその他の関係者に対するその他関連資料の提供の要求

(四)関連企業と直販活動の関連資料や非合法財物の調査、複製、閉鎖、差し押さえ

(五)関係者の直販員訓練・養成員証、直販員証などの証明検査

工商行政管理部門は前条項の規定に従って現場検査を行うとき、検査員は少なくとも2人以上で行い、かつ、合法的証明を提示する必要がある。閉鎖、差し押さえを実施する場合は、必ず県級以上の工商行政管理部門の主要責任者の批准を経ること。

第三十六条 工商行政管理部門は日常監督管理を実施し、関連企業の本条例違反行為の嫌疑を発見した場合、県級以上工商行政管理部門主要責任者の批准を経て関連経営活動の暫定停止を命ずることができる。

第三十七条 工商行政管理部門は通報電話の設立と公布を行い、本条例の違反行為の報告とクレームを受け付け、直ちに調査処理を実施しなければならない。

工商行政管理部門は通報人の秘密を守らなければならない。通報功労者に対しては、国家関連規定に基づき奨励を与えなければならない。

第七章 法律責任

第三十八条 直販企業と直販員及びその直販活動の監督管理を実施する関連部門及びその作業員は、本条例規定に合致しない条件の申請に対し許可する、或いは本条例規定に基づかず監督管理職責を履行する場合、直接責任のある主管人員とその他の直接責任のある人員に対し、法に基づき行政処分を与える。犯罪を構成している場合、法に基づき刑事責任を追及する。本条例規定条件に合致しない申請に与えた許可は、許可を決定した関連部門が取り消す。

第三十九条 本条例第九条および第十条規定に違反し、直販活動に従事することを批准していない場合、工商行政管理部門が是正を命ずる責任を負い、直販した製品と違法販売収入を没収し、5万元以上30万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、30万元以上50万元以下の罰金に処するとともに、法に基づき取り締まる。犯罪を構成している場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第四十条 申請人が詐欺、賄賂などの手段によって本条例第九条、第十条に設定する許可を取得した場合、工商行政管理部門は直販製品と違法販売収入を没収し、5万元以上30万元以下の罰金に処するとともに、国務院商務主管部門がそれに対応する許可を取り消す。申請人は再申請することができない。事情が深刻な場合、30万元以上50万元以下の罰金に処するとともに、法に基づき取り締まる。犯罪を構成している場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第四十一条 直販企業が本条例第十一条規定に違反した場合、工商行政管理部門が是正を命ずる責任を負い、3万元以上30万元以下の罰金に処する。再度直販経営許可の条件に合致しない場合は、国務院商務主管部門がその直販経営許可証を取り上げる。

第四十二条 直販企業が規定に違反し、直販製品の範囲を超えて直販経営活動に従事する場合、工商行政管理部門が是正を命ずる責任を負い、直販製品と違法販売収入を没収し、5万元以上30万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、30万元以上50万元以下の罰金に処するとともに、工商行政管理部門が違法経営行為のあった直販支部機構の営業許可証を取り上げ、国務院商務主管部門が直販企業の直販経営許可証を取り上げる。

第四十三条 直販企業及び直販員が本条例規定に違反し、詐欺、虚偽誘導などの宣伝

や販売行為があった場合、直販企業に対し、工商行政管理部門が3万元以上10万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、10万元以上30万元以下の罰金に処するとともに、工商行政管理部門が違法経営行為のあった直販企業の分支機構の営業許可証を取り上げ、国務院商務主管部門もまた直販企業の直販経営許可証を取り上げる。直販員に対し、工商行政管理部門は5万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、直販企業にその直販員資格を抹消することを命ずる責任を負う。

第四十四条 直販企業及びその分支機構が本条例規定に違反し直販員を募集した場合、工商行政管理部門は是正を命ずる責任を負い、3万元以上10万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、10万元以上30万元以下の罰金に処するとともに、工商行政管理部門が違法経営行為のあった直販企業分支機構の営業許可証を取り上げ、国務院商務主管部門もまた直販企業の直販営業許可証を取り上げる。

第四十五条 本条例規定に違反し、直販員証を取得せずに直販活動に従事する場合、工商行政管理部門は是正を命ずる責任を負い、直販製品と違法販売収入を没収し、2万元以下の罰金に処することができる。事情が深刻な場合、2万元以上20万元以下の罰金に処する。

第四十六条 直販企業は直販員の業務訓練・養成において本条例規定に違反した場合、工商行政管理部門が是正を命ずる責任を負い、違法所得を没収し、3万元以上10万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、10万元以上30万元以下の罰金に処するとともに、工商行政管理部門が違法経営行為のあった直販企業の分支機構の営業許可証を取り上げ、国務院商務主管部門もまた直販企業の直販経営許可証を取り上げる。指導者に対しては、工商行政管理部門が5万元以下の罰金に処し、直販員訓練・養成員の場合は、直販企業にその直販員訓練・養成員資格の取消しを命ずる責任を負う。

直販企業以外の団体や個人が直販員の業務訓練・養成を組織する場合、工商行政管理部門が是正を命ずる責任を負い、違法所得を没収し、2万元以上20万元以下の罰金に処する。

第四十七条 直販員が本条例第二十二条の規定に違反した場合、工商行政管理部門が違法販売収入を没収し、5万元以下の罰金に処することができる。事情が深刻な場合、直販企業にその直販員資格の取消しを命ずる責任を負うとともに、直販企業を1万元以上10万元以下の罰金に処する。

第四十八条 直販企業が本条例第二十三条の規定に違反した場合、価格法の関連規定に従って処理する。

第四十九条 直販企業が本条例第二十四条と第二十五条の規定に違反した場合、工商行政管理部門は是正を命ずる責任を負い、5万元以上30万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、30万元以上50万元以下の罰金に処するとともに、工商行政管理部門は違法経営行為のあった直販企業支部機構の営業許可証を取り上げ、国務院商務主管部門もまた直販企業の直販経営許可証を取り上げる。

第五十条 直販企業が関連規定に基づかず情報報告と公開を行った場合、工商行政管理部門は期限つき是正を命ずる責任を負い、10万元以下の罰金に処する。事情が深刻な場合、10万元以上30万元以下の罰金に処する。是正命令を拒む場合は、国務院商務主管部門がその直販経営許可証を取り上げる。

第五十一条 直販企業が本条例第五章の関連規定に違反した場合、工商行政管理部門は期限つき是正を命ずる責任を負い、10万元以下の罰金に処する。是正命令を拒む場合は、10万元以上30万元以下の罰金に処するとともに、国務院商務主管部門がその直販経営許可証を取り上げる。

第五十二条 本条例に違反する違法行為であると同時に『マルチ販売禁止条例』に違反する場合、『マルチ販売禁止条例』の関連規定に基づき処罰する。

第八章 付 則

第五十三条 直販企業が設立を予定する直販企業協会などの社団組織は、国務院商務主管部門の批准を経て、批准書類により法に基づき登記申請を行わなければならない。

第五十四条 香港と区別行政区やマカオ特別行政区、台湾地区の投資者が国内で投資し直販企業を設立し、直販活動を展開する場合は、本条例関連の外国投資者規定を参照して手続きを行う。

第五十五条 本条例は2005年12月1日より施行する。